

Newsletter

June 2017
Volume 6 Issue 1

グローバル知的財産・情報通信ニューズレター

目次

1. ブランド管理

[【タイ】多区分出願制度を導入する改正商標法が施行](#)

[【カナダ】ケベック州で看板等に使用される商標にフランス語の併記を義務付ける改正規則が施行](#)

2. 権利行使

[【EU】ヨーロッパ連合司法裁判所、知的財産権エンフォースメント指令は一括払い金方式による損害賠償を否定しないとの判断を示す](#)

[【シンガポール】高等法廷、電子商取引の仲介業者が商標権侵害の責任を負うと判断](#)

3. 知的財産一般

[【アゼルバイジャン】大統領が知的財産権の登録を管理するための特許・商標センターを新設](#)

[【トルコ】比較広告規制の変更](#)

1. ブランド管理

【タイ】多区分出願制度を導入する改正商標法が施行

2016年7月28日、タイで初めて多区分出願を認める新たな商標法が施行された。多区分出願制度は、タイが加盟に向けて準備を進めているマドリッド協定議定書の加盟要件を満たすために導入された。多区分出願制度の主たる利点は、一つの出願で商標登録を求めるすべての区分を網羅できる利便性である。

もっとも、多区分出願に対するタイの商標当局による現在の実務では拒絶理由がない区分にかかる出願の分割が認められていないため、一つの区分に関する拒絶理由は、出願中のその他すべての区分の手續の遅延を生じさせることになる。また、いずれかの区分に拒絶理由があった場合は、出願全体につき拒絶査定が行われるので、拒絶理由通知が出されなかった他のすべての区分を含む新たな出願を行う必要があり、登録の遅延や費用の増加を招く。

さらに、タイにおける出願費用は出願区分数とは無関係に課金されるため、多区分出願と複数出願のいずれを選択すべきかを判断する上で、出願費用は決定的な要素とならない。

上記の多区分出願制度の不都合性に鑑みれば、多区分出願導入の目的に沿った実務が確立されるまでは、少なくとも一つの区分についての拒絶理由が他の区分の出願に影響しない複数出願が推奨される。

[最初のページに戻る](#)



【カナダ】ケベック州で看板等に使用される商標にフランス語の併記を義務付ける改正規則が施行

2016年11月24日、ケベック州においてフランス語憲章の商業分野における言語に関する規則の改正規則が施行された（以下、「改正規則」）。ケベック州で事業を行う場合、事業者はフランス語以外の言語で表示された商標を使用した看板等に、フランス語による説明を併記することが義務付けられる。

改正規則では、商品又はサービスの一般的な用語や説明、消費者の利益のために表示される商品又はサービスに関するその他の情報、スローガンのいずれかをフランス語で表示することにより、看板等から「フランス語の十分な存在感」("sufficient presence of French") を感得できるようにすることを要求している。フランス語で表示された用語やメッセージは常に読みやすく、目に見える形で、十分に明るい状態で、商標と同時に確認できるよう配置する必要がある。改正規則は、建物外に設置された看板等だけでなく、ショッピングセンター内の店舗の外にある看板等、屋外から見えるように設置された建物内の看板等、独立した構造物上に表示された特定の標識にも適用される。

同規則は改正規則施行日以後に新たに設置される、又は交換される看板等のみならず、既存の看板等についても適用される。既存の看板等については、改正規則施行後3年以内に、改正規則を遵守したものへと変更することが義務付けられる。改正規則に違反した事業者には罰金が科される可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

2. 権利行使

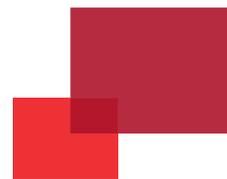
【EU】ヨーロッパ連合司法裁判所、知的財産権エンフォースメント指令は一括払い金方式による損害賠償を否定しないとの判断を示す

欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union。以下、「CJEU」）は、ポーランド最高裁判所より付託を受けた事件において、知的財産権侵害訴訟における仮定的なロイヤリティレートの2倍に相当する金額の一括払い金による損害賠償を認める「一括払い金方式」は、知的財産権エンフォースメント指令に反しないと判断した。CJEUは同方式を認める国内法の規定が権利者に現実の損害又は侵害と損害との間の因果関係の立証責任を負わせていないとしても、同規定は上記指令に反しないと判断した。判事は上記指令について、最低限の水準を示すものであって、権利者にとって、より有利な国内法を排除する趣旨ではないとの考えを示した。

この判断は、一括払い金方式を知的財産権エンフォースメント指令に反するとする法務官の意見や、同方式は違憲であるとするポーランドの裁判所の判断とは異なる。

一括払い金方式による損害賠償を認めるCJEUの判断は、損害額の算定を容易にし、侵害訴訟における権利者の立証の負担を軽減するという点で、権利者にとって歓迎すべきものである。

[最初のページに戻る](#)



【シンガポール】高等法廷、電子商取引の仲介業者が商標権侵害の責任を負うと判断

シンガポール高等法廷は、商標権侵害訴訟における中間者は、商品を現実に製造又は保管していないという理由のみでは侵害の責任を免れることはできないと判示した。

本件は、有数のファッションデザイン・マーケティング企業であるカルバン・クライン社（Calvin Klein Inc.）とその関連会社（以下総称して、「原告ら」）が、電子商取引のプラットフォームであるウェブサイト（以下、「SGBuy4u」）の運営会社及び運送会社ら（以下総称して、「被告ら」）を商標権侵害で訴えた事案である。

SGBuy4uの運営会社は消費者から注文を受けた商品を Taobao.com（以下、「Taobao」）という中国のオンラインショッピングサイトから買い付け、運送会社を通じてシンガポールに輸送し、消費者の元へ届けている。原告らは被告らの上記行為が、原告らの商標を付した商品の販売の申し出にあたり商標権侵害を構成すると主張した。これに対し、被告らは、上記行為は輸送・配達サービスの提供ないし商品の売買を促進する消費者間取引のプラットフォームの提供にすぎないため、商品の販売の申し出をしているとはいえず、商標権侵害にはあたらないと反論した。

シンガポール高等法廷は、消費者が SGBuy4u 上で商品を購入する場合、消費者・SGBuy4u の運営会社間の売買と、SGBuy4u の運営会社・Taobao 間の売買の 2 つの売買が生じること、及び SGBuy4u の運営会社が上記仕組みにおいて為替レートによる利益を得ていることを根拠に、SGBuy4u の運営会社は商標権侵害の責任を負うと判断した。

[最初のページに戻る](#)

3. 知的財産一般

【アゼルバイジャン】大統領が知的財産権の登録を管理するための特許・商標センターを新設

2017 年 2 月 10 日、アゼルバイジャン共和国の大統領が特許の保護、標準化、度量衡、認定に関する分野のガバナンス強化を目的とする命令に署名し（以下、「大統領令」）、アゼルバイジャン共和国の国家標準化・度量衡・特許委員会（以下、「委員会」）の再編成を発表した。

委員会は大統領令に基づき知的財産部門を管轄している下部組織を解散し、アゼルバイジャン特許・商標センターを設立する（以下、「センター」）。センターは、発明、実用新案、意匠、商標、地理的表示の審査及び登録、上記登録の管理、弁理士資格の付与等の業務を行う。センターは国家機関ではないものの、国家の指定する社会的に重要な活動を行う公法人となる。

現段階では、商標登録手続や手数料の引き上げに関する変更の有無は明らかとなっていないが、引き続き変更点に着目していく。

[最初のページに戻る](#)

本ニュースレターに
関するお問い合わせ先



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
kensaku.takase@bakermckenzie.com

www.bakermckenzie.co.jp

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720

【トルコ】比較広告規制の変更

■ 競合他社の直接引用は 2018 年 1 月まで禁止される

トルコにおいて比較広告は、消費者保護法や商業広告及び不公正商慣行に関する規則（以下、「規則」）によってすでに認められているが、比較広告における競合他社の直接引用は現在禁止されている。しかし、2015 年の規則の改正では、広告者が同種の商品やサービスのための比較広告の中で、競合他社の名称や商標を利用することを新たに認める規定を導入した。この改正規則は、当初 2016 年 1 月に施行予定であったが、2018 年 1 月 1 日まで施行が延期されることとなった。最新の改正規制案によると、広告者は競合他社を直接引用する比較広告に個人や第三者機関のコメントを含めることはできない。

■ 栄養補助食品に対する比較広告の規制

上記規則は、一般的な比較広告については認めているものの、栄養補助食品の比較広告に関しては依然として禁じている。近年改正された上記規則の規定は、健康に関する訴求表現を用いる食品の比較広告を明文上禁止している。また、食品において、栄養に関する訴求表現を用いる比較広告を行うことは可能であるが、関連法令の要件を満たす必要がある。

[最初のページに戻る](#)